年　　月　　日

水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

和光市水道事業

和光市長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所有者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

　水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾し、適正に管理することを承諾します。

記

１　水道連結式スプリンクラー設備の設計は、消防法令に規定された消防設備士の

指導の下に指定給水装置工事事業者が施工いたします。また、事前に所管消防署等と協議いたします。

２　災害・その他正当な理由（制限給水時、配水管事故等、水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能十分発揮されない状況が生じても、水道事業者に一切迷惑をかけません。

３　水道直結式スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、水道事業者に一切迷惑をかけません。また、設備の非作動等が生じることの無いよう、日常の保守点検及び修理等の維持管理に努めます。

４　水道直結式スプリンクラー設備設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道事業者もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

５　水道直結式スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸する場合は、本設備は条件付きであることを賃借人に熟知させます。

６　本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に継承するとともに、新所有者より水道事業者へ所有者の変更届及び承諾書を提出させます。

７　水道連結式スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等から通水状態に異常があった場合は、指定給水装置工事事業者に連絡するとともに、当方にて処置いたします。

８　水道連結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知いたします。

９　水道連結式スプリンクラー設備は、消防法令品であるとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であることとします。

10　増圧方式の場合の保守管理者との契約書（写）を提出します。（申込時点で未契約の場合は、契約後に提出します。）

11　水道直結式スプリンクラー設備を貯水槽方式で使用する場合は、貯水槽より下流側について、適切な管理（水質検査、点検、清掃など）に努めます。